

令和8年第2回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

三瓶学校給食センター所長

1. 招 集 年 月 日 令和8年6月18日

1. 招 集 の 場 所 第1委員会室

1. 開 会 令和8年6月18日

午前8時58分

1. 閉 会 令和8年6月18日

午後1時41分

1. 出 席 委 員

委員長 宇都宮久見子

副委員長 山本 英明

委員 竹崎 幸仁

委員 源 正樹

委員 兵頭 学

委員 森川 一義

1. 欠 席 委 員

なし

1. 出 席 説 明 員

総務部長 大野本 敦

政策企画部長 原井川英一

教育部長 谷川 和久

消防本部消防長 宇都宮憲治

総務課長 山崎 徳博

危機管理課長 宇都宮 博

財政課長 沖野 貴洋

まちづくり推進課長 佐藤陽一郎

政策推進課長 安田 司

教育総務課長 宮中 英希

学校教育課長 宇都宮 晋

まなび推進課長 高木 邦弘

消防総務課長 山本 清久

防災課長 植木 宏次

西予市消防署長 徳山 隆

総務課長補佐 兵頭 栄治

総務課長補佐 兵頭 秀二

危機管理課長補佐 井上 裕基

財政課長補佐 三瀬 一也

まちづくり推進課長補佐 中村奈央子

地域づくり活動センター推進室長

三好 祐介

政策推進課長補佐 周藤 功治

教育総務課長補佐 山本 裕樹

教育総務課長補佐 柿原 稔広

学校教育課長補佐 薬師寺ふみ

せいよ西学校給食センター所長

三好俊一郎

田中 長治

まなび推進課長補佐 往田 剛

消防総務課長補佐 大竹 章由

防災課長補佐 佐藤 栄司

総務課係長 山下 元紀

危機管理課係長 山口 勝範

地域づくり活動センター推進室係長

井上 裕也

政策推進課係長 河野 温

教育総務課係長 富永 時蔵

教育総務課係長 橋本 直美

1. 出席議会事務局職員

書記 岡本 夕佳

1. 会議に付した事件

議案第51号 令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）

請願第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願

請願第3号 日本政府に非核三原則の堅持を求める請願

請願第4号 憲法第9条の理念と地方自治を守るための意見書提出に関する請願書

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前 8 時 58 分

○山本副委員長

開会に当たりまして、宇都宮委員長より挨拶をいただきます。

○宇都宮委員長

宇都宮委員長が挨拶を行う。

○山本副委員長

次に、大野本総務部長より御挨拶をいただきます。

○大野本総務部長

大野本総務部長が挨拶を行う。

○山本副委員長

議案審査に移る前に、注意事項を申し上げたいと思います。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をお願いします。それではこれよりの進行は宇都宮委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○宇都宮委員長

それでは、総務課の審査を行います。

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、総務課所管分についてを議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、総務課所管分について御説明させていただきます。

予算書の 11 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料について、新たな財源確保の一つとして、令和 8 年度より徴収することになりました認定こども園、保育所の駐車場の使用料を計上するとともに、一部実績に応じた調整により 73 万 2000 円を計上しております。

予算書 15 ページから 44 ページをお開きください。

それまでの歳出予算に掲載しています一般会計の各科目別職員給与費補正予算につきましては、総務課にて一括して説明をさせていただきます。

当初予算の職員給与費は、昨年度の当初予算編成時点での正職員数と、年度末の退職予定者数及

び新年度の新規採用予定者数を見込んで所要額を計上しておりますが、4 月 1 日付人事異動により、各課の職員数、及び年齢構成等に変動が生じることによる科目別職員給与費の計上額の調整によるものでございます。

また、令和 8 年第 1 回定例会で議決いただいた西予市職員の管理職手当の特例に関する条例に基づき、管理職手当を減額するものでございます。今回の一般会計における職員給与費全体の補正額は 5918 万 8000 円の減額となります。

減額の主な理由としましては、当初予算編成以後、退職者が発生したことや 4 月以降の給与等の実績値により、今後の見込額を見直したことで、支給額に減少が発生したこと。また、管理職手当については、4 級の課長補佐級職員については 20%、5 級の課長級職員については 30%、6 級以上の部長級職員については 40%をそれぞれ管理職手当の月額から減額したことによるものでございます。なお、総務課所管以外の会計年度任用職員給与費の補正予算につきましては、予算を計上する各担当課から所管の常任委員会に説明を行います。

続きまして、予算書 15 ページにお戻りください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の一般管理費庶務事業総務において、平成 30 年 7 月豪雨災害に関する訴訟及び消防署用地取得に係る住民訴訟の費用 235 万円を増額いたしております。

内容といたしましては、報償金として、弁護士の出廷に係る出張費、出張日当 21 万円を、同じく弁護士出廷に係る旅費として高松及び松山での交通費 16 万円を、その他委託料として弁護士への着手金 198 万円を計上いたしております。

以上で総務課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山本副委員長

細かいことですが 11 ページの駐車場 73 万 2000 円ですけれども、何台分で 73 万 2000 円

ぐらいの予定なんでしょうか。

○山崎総務課長

今回増額された分が、のむらこども園としろかわ保育所となります。消防はまた、消防から説明がございましたので省略させていただきますが、人数といたしましてはのむらこども園が 21 名、そしてしろかわ保育所が 10 名という増額になっております。

○宇都宮委員長

ほかに何か質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 07 分）

【危機管理課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 09 分）

次に、危機管理課の審査を行います。

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、危機管理課所管分についてを議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮危機管理課長

それでは、議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」危機管理課所管分について、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

予算書 39 ページを御覧ください。

これにつきましては、防災行政無線情報システム整備事業において、現在、県と市町、消防機関などを結ぶ地域衛星通信ネットワークは、第 2 世代衛星通信設備であり、人工衛星の寿命により、令和 9 年度末で運用が終了となります。これに伴い、愛媛県において第 3 世代衛星通信設備更新整

備が行われていることから、本市の令和 8 年度分負担金として、県防災行政無線更新整備負担金 227 万円を計上するものでございます。

このネットワークは地震や津波、停電などで地上系通信が使用できない場合でも通信が可能で、災害時における重要な通信手段でございます。第 3 世代では、通信経路の多重化や、映像機能の向上により、より安定した防災通信体制の確保が可能となります。

整備内容は、県庁 1 カ所と市町、県の出先、消防本部など計 35 カ所の通信設備を第 3 世代対応機器に更新するもので、令和 8 年度から 9 年度にかけて整備を行い、令和 10 年 4 月から運用開始となる予定です。

なお、負担割合は県が 8 割、市町等が 2 割となっており、市町分につきましては 20 市町 4 消防組合による均等割となっております。また、本市の負担額は 2 カ年合計で約 704 万円を見込んでおり、各年度末に納入する予定です。財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。

次に、防災対策推進事業において、市主催の防災訓練を実施する地区では、避難所運営マニュアルの新規整備とファーストミッションボックスの整備を進め、実際の訓練を通じて運用手順の確認や課題の抽出を行うこととしております。また、訓練実施地区以外においても、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成した避難所に対し、ファーストミッションボックスを順次配備することにより、避難所開設時における円滑な初動対応の確保と、地域間のばらつきのない体制づくりを進め、全市的な取組の展開を図るものでございます。

事業費の内訳といたしましては、消耗品費 90 万円、備品購入費 30 万円、合計 120 万円を計上いたしております。本事業につきましては、当初予算編成時点では、事業採択が未確定であったため、予算措置を行っておりませんでした。今回、国の採択を受け、事業実施に必要な経費を補正予算として計上するものでございます。財源につきましては、国の委託事業として実施することから、事業費の全額を委託金で賄うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書 12 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目消防費国庫補助金、1 節消防費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（河川）（防災・安全交付金）において 86 万円の減額補正でございます。愛媛県地震被害想定調査の最終発表や、中小河川及び土砂災害警戒区域等の変更に伴い、総合防災マップの更新を行うため、当初予算において総合防災マップ作成委託料として 829 万 9000 円を計上しております。

財源につきましては、国庫補助金である社会資本整備総合交付金 372 万円を充当する予定でございましたが、県から交付金の内示があり、当初見込みより 86 万円の減額となったものでございます。このため、減額分につきましては、一般財源により対応するものでございます。

次に、予算書 13 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、9 目消防費県補助金、2 節消防費県補助金、住まいの耐震対策加速化支援費県補助金において 16 万 6000 円の増額補正でございます。

地震における家具の転倒やガラスの飛散防止対策として、家具転倒飛散防止対策補助金及び感震ブレイカー設置支援事業補助金を当初予算において計上しております。これらの事業につきましては、当初予算編成時点では、県補助金の継続の有無が不明であったため、市単独事業として実施することとしておりましたが、その後、県において補助事業の継続が決定されたことから、県の住まいの耐震対策加速化支援費県補助金を財源として充当するものでございます。

最後になりますが、予算書 14 ページを御覧ください。

21 款市債、1 項市債、6 目消防債、防災行政無線・情報システム整備事業、県防災行政無線更新整備として 220 万円の増額補正でございます。

これは歳出で御説明いたしました県防災行政無線更新整備に係る負担金の財源として、緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。

以上で、議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」危機管理課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○兵頭委員

今ほどの 39 ページの県防災行政無線更新整備の件ですが、西予市の負担が 2 年間で 704 万円という説明はあったんですが、これ県全体の工事金額というのは幾らになっているんですか。

○宇都宮危機管理課長

愛媛県全体の整備費用につきましては、今現在県から聞いておりますのは 8 億 4447 万円ということでございます。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 18 分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 22 分）

ほかに質疑はございませんか。

○竹崎委員

兵頭委員と同じ内容なんですけど、県と市町で計 35 カ所という説明があったと思います。令和 10 年開始の予定であると。で、西予市は 1 カ所かなんと思いはするんですが、実際どうでしょうか。

○宇都宮危機管理課長

西予市につきましては 1 カ所、本庁のみでございます。

○竹崎委員

続けて数年前に Q-ANP I について実証実験という段階で質問したと思うんですが、その後 Q-ANP I については、全然情報が入ってこないんですが、そのままもう結局没になったのか。それともどこか、うち以外ではやりよるとかあるのか。もし分かったら教えてください。

○宇都宮危機管理課長

Q-ANP I の関係につきましては、ちょっと市以外のことは把握しておりませんが、市の Q-ANP I につきましては、訓練があるごとに、実際に使えるかということで、訓練のときに使わせていただいております。

○竹崎委員

ということは、今もう三瓶で言うと東地区やって、それから蔵貫やって、そしてそのあと明浜やったかな、たしかあったと思うんですが、それ以降もずっと続いとるということですね。

○宇都宮危機管理課長

訓練するときには、設置から訓練で使用して、

使えるかどうか確認しております。

○竹崎委員

つまりそのQ-ANPIをポイントポイントに置いて、有効活用したいという旨があったと思うんですが、ということは実証実験したところにはそのままずっと置いていっとるということで解釈してよろしいですか。

○宇都宮危機管理課長

西予市にはQ-ANPI 1基しかありませんので、本庁から訓練のときに、開催場所に持って行って、そこで実際にやってみるという形でございます。

○竹崎委員

要はそのQ-ANPIの機能、実際何カ所か行って、私も体験したのでいいなと思ったけど、結局そこにはないということは、今後のこの情報システム、新たに導入される分、これでリカバリーできると解釈していいんでしょうか。

○宇都宮危機管理課長

これは行政間の通信のことです。Q-ANPIとはまた別のシステムになろうかと思っています。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

○山本副委員長

同じく 39 ページなんですけど、防災対策推進事業で、消耗品費 90 万円の予算ですけども、これ具体的にはどのようなものを購入される予定なんですか。

○宇都宮危機管理課長

消耗品費 90 万でございますけれど、ファーストミッションボックスの中に入れるものを購入する予定にしております。

具体的には、初動対応手順書を記したチェックリスト、防災ヘルメット、LEDライト、筆記用具等をファーストミッションボックスの中に入れておいて、避難所が開設したら初動対応ができるように準備しておくものでございます。

○宇都宮委員長

ほかに何か質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 26 分）

【財政課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 28 分）

次に財政課の審査を行います。

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、財政課所管分についてを議題といたします。

沖野課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは審査していただきます議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、財政課所管分について御説明いたします。

歳入予算から御説明いたします。

予算書の 13 ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金は財源が不足する場合において、当該不足額の補充財源として繰り入れるものであり、今回の補正では 3913 万 8000 円を減額するものであります。

続きまして、34 目公共施設整備基金繰入金でございますが、公共施設整備基金は、公共施設の整備、解体撤去及び起債の償還金等に要する経費の財源として充当するものであり、今回の補正では 1030 万円を繰り入れるものでございます。内訳としましては、田之浜地区地域づくり活動センター整備事業に 620 万円、みかめ本館施設管理運営事業の施設修繕に要する経費に 410 万円を充当いたしております。

続きまして、歳出予算の御説明をいたします。

予算書 30 ページをお開きください。

4 款衛生費、3 項 1 目病院費、病院事業会計繰出事業 451 万 9000 円の減額でございますが、人事異動等に伴い、病院事業会計で、直接管理する人件費の調整に係るもので、給与、児童手当、基

礎年金拠出金等人件費に関連する繰出金の調整を行っております。なお、内容につきましては、厚生常任委員会にて御審議いただくこととなります。

続きまして、予算書 44 ページをお開きください。

12 款公債費、1 項 1 目元金でございますが、歳出予算の要求はございませんが、財源であります建設課所管の社会資本整備総合交付金（災害公営住宅家賃低廉化）の内示減により 1323 万 1000 円を一般財源に組み替えるものであります。

以上、議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」における財政課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

沖野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○源委員

せっかくの機会ですので歳入分、13 ページの財政調整基金、今後についてちょっとお尋ねしたいと思います。

補正段階で 2 億 6700 万円の金額になって昨年度ちょっと同じ時期の予算書見たら 7 億 7000 万円あるんで、同じ時期で比べたら 5 億円、財政調整基金からの繰入も減っておりますし、基金全体で見ると繰入金全体では 6 億円程度の減になってると思います。本定例会の初日の市長の招集挨拶の中でも財政調整基金について触れられておりまして、当初の 10 億円を達成したということでこれはやっぱり財政課が中心となって建てていただいた財政危機脱却プランの効果がある程度出たのかなというふうに思います。

しかしながら、お金があるから大丈夫とかという一般質問の中でも、歳出を求めるような質問も確かにあったかと思いますが、担当原課として、財政危機脱却プラン初年度である程度達成したんだけれども、今後、財政調整基金の見通し及びその辺りについて所感というか、お考えをお尋ねできればと思いますのでお願いします。

○沖野財政課長

財政調整基金の見通し及び今後の財政運営についての御質問でございますが、財政調整基金の残高につきましては、今回の 6 月補正後で約

13.2 億円となっております。9 月補正では、繰越剰余金の積立を行う予定としておりますが、恐らく昨年度と比較して 5 億円程度、今現在ではございますが、基金が増える、財政調整基金が増えるという見通しでございます。これは先ほど委員申されましたように財政危機脱却プランが着実に反映されているものと考えております。

ただ起債の償還でございますが、令和 9 年度、10 年度でピークを迎えます。それにつきましては、減債基金または公共施設整備基金を充当して、増額の効果を抑えるという処置を考えております。

したがって財政調整基金自体は想定どおりといえますか、そういった回復をしている状態ではありますが、公債費の増加を勘案すると、決して予断を許すような状況ではないと、財政課としては考えているところでございます。したがってこの集中改革期間において、この改革を着実に実行していくことが必要だと考えております。

○源委員

やっぱり財政危機脱却プランが昨年 10 月に公表された際に、財政調整基金というものに着目したということがありまして、いわゆる特定目的基金について、あまり触れられてなかったなというのは私の昨年の 12 月定例会の一般質問でも述べましたが、確かに公債費のピークが令和 10 年、3 年後に来ることを、一番に考えられている面があったかと思います。

どうしても財政調整基金をメインというか、それを主に説明してきた経緯がありますので、財調が増えると少し余裕が出たんじゃないかという、誤ったとまでは言いませんけれども、ちょっと少し認識が違ってくる危険があるなと思いますので、財政全体については、財調は当然のこと、基金全体の総額の推移であるとか、減債基金や公共施設整備基金のほうに積み増しをされておりますので、あくまで市債の償還が少し落ちつかない限りは、市の財政は決してよくなるというふうに思っておりますので、要望になりますが、担当課としては折に触れてその辺りも十分市民の皆様に、分かりやすく周知をしていただくのを継続していただきたいなと思います。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 37 分）

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 42 分）

これより、政策企画部の審査へ移ります。

審査に先立ちまして、原井川部長より挨拶をお願いいたします。

○原井川政策企画部長

原井川政策企画部長が挨拶を行う。

○宇都宮委員長

それでは、議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、まちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

佐藤課長の説明を求めます。

○佐藤まちづくり推進課長

それでは、議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、まちづくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

最初に、歳出予算から説明させていただきます。予算書の 21 ページから 22 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、1 目地域振興費、補正額 1010 万 7000 円の減額補正でございます。

事業概要欄の事業ごとに御説明いたします。

まず、地域活動助成事業 2340 万円及び集会施設整備事業 600 万円の減額補正ですが、一般財団法人自治総合センターに申請しておりました令和 8 年度コミュニティ助成事業が不採択となったことに伴い、補助金を減額するものです。

次に、田之浜地区地域づくり活動センター整備事業 2048 万 2000 円の増額補正ですが、明浜町田

之浜地区の利便性向上のため、西予市地域づくり活動センター推進計画等に基づき、田之浜地域づくり活動センターを移転建設することに伴い、センター建設予定地となる旧田之浜小学校校舎の解体に係る設計委託料及び工事請負費 2048 万 2000 円を計上するものです。なお、解体設計は、本年 7 月から 12 月解体工事は、令和 9 年 2 月から 6 月の期間を予定しております。これらの財源には、公共施設整備基金繰入金 620 万円及び過疎債 1420 万円を活用いたします。なお、解体に係る工事請負費については、令和 9 年度との継続費を設定しております。

そのほか、職員給与費の減額補正につきましては、総務課所管となりますので説明を省略させていただきます。

次に 13 ページを御覧ください。

歳入予算について御説明をいたします。

先ほどの歳出における説明と関連いたしますが、18 款繰入金、2 項基金繰入金、34 目公共施設整備基金繰入金 1030 万円の増額補正のうち、当課所管分の 620 万円が旧田之浜小学校校舎解体のための設計委託料及び工事請負費に係る増額補正でございます。

続いて 14 ページ、20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入 2340 万円の減額補正がコミュニティ助成事業の不採択に伴う補助金の減額補正でございます。

また、21 款市債、1 項市債、1 目総務債、2 節地域振興債 1420 万円の増額補正につきましても、旧田之浜小学校校舎のほか、解体のため、設計委託料及び工事請負費に係る増額補正でございます。

次に 6 ページを御覧ください。

第 2 表の継続費でございますが、先ほど申し上げました解体工事について 2 カ年の継続事業として、令和 8 年度に 1540 万円、令和 9 年度に 6160 万円を設定いたしております。

以上、議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、まちづくり推進課所管分について御説明させていただきました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

佐藤課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

田之浜小学校の面積は分かりますか。

○佐藤まちづくり推進課長

お答えいたします。

建物は2棟ございます。3階建ての管理教育棟、そして、特別教育棟が2階建て、この2棟がございます。延べ床面積は、合計約1,045平米になります。

○森川委員

これは、建設課で入札するんですか。

○佐藤まちづくり推進課長

入札に関しましては、プロポーザル方式を用いる予定としておりますので、こちらでやらせていただきます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

○源委員

同じく田之浜の施設ですけれども、今回計上された解体ですよね、解体のみの経費になるかと思うんですけれども、旧校舎を取り壊した上で恐らく新設という流れになると思うんですが、新設に関して、どの程度の予算というか規模感、その辺りというのはもう決まってるんでしょうか、お尋ねします。

○佐藤まちづくり推進課長

予算につきましては、未定でございますけれども、新しいセンターの規模といたしましては、事務室、会議室、調理室など延べ床面積は150平米程度を予定しております。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、まちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時53分）

【政策推進課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時55分）

それでは、次に、政策推進課の審査を行います。議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、政策推進課所管分についてを議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田政策推進課長

それでは議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、政策推進課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入予算のみ、御説明をさせていただきます。

予算書の12ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、2節地域振興費国庫補助金のうち、地域未来交付金（地域未来推進型）について4208万1000円の増額でございます。

内容としましては、同じく補正予算に計上されております予算書32ページの農業水産課が実施いたします農業施設管理費の城川農産物振興施設管理運営事業に充当するものであります。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、政策推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時57分）

【教育部】

【教育総務課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 08 分）

これより、教育部の審査を行います。

審査に先立ちまして、谷川部長より挨拶をお願いいたします。

○谷川教育部長

谷川教育部長が挨拶を行う。

○宇都宮委員長

それでは、教育総務課の審査を行います。

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、教育総務課所管分についてを議題といたします。

宮中課長の説明を求めます。

○宮中教育総務課長

それでは議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、教育総務課所管分について御説明を申し上げます。

まず初めに歳入の部につきまして御説明をいたします。

予算書 13 ページを御覧ください。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、31 目子ども教育振興基金繰入金 270 万円の増額補正につきましてはまなび推進課が取り組んでおります地域学校協働活動推進事業、その財源の予定としておりました地域ぐるみで育むえひめっ子未来創造事業費県補助金が減額されたことに伴いまして、不足する財源を充当するものでございます。

なお、本基金につきましては、財政危機脱却プランに基づきまして昨年度以降、教育委員会事業へ優先配分し、活用を図ることとしております。

次に、歳出の部につきまして御説明を申し上げます。予算書 39 ページから 40 ページを御覧ください。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、事業概要欄の会計年度任用職員給与費 253 万 2000 円の増額補正につきましては、教育総務課職員が産前産後及び育児休暇を取得することに伴い、その代替として雇用する会計年度任用職員の経費を計上するものでございます。

続きまして、7 目スクールバス管理費 67 万 8000 円の増額補正につきましては、野村中寄宿舎生徒送迎スクールバスの運行方法を見直すこと

により、運行に係る経費を増額するものでございます。

本市のスクールバス運行につきましては、市が公用車としてスクールバス車両を準備し、運転業務及び日常点検等の運行業務のみを民間事業者に委託する方法により実施をしてみましたが、野村中寄宿舎生徒送迎スクールバスにつきましては、今年 3 月の車両事故により使用困難となったことから、新たな車両の調達が必要となりました。そのため、従来どおり車両を購入することも含め、運行方法について検討した結果、当該路線におきましては事業者が車両を用意し、車両の管理から運行までを一体的に委託する方法へ変更することといたしました。このことにより、車両更新に係る財政負担、車両維持管理に係る事務負担、運転手確保の課題に対して、専門事業者による計画的な点検整備と運行管理が可能となることから、これまで以上に安全で安定した運行体制の確保につながるものと考えております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○兵頭委員

今ほど説明のあった野村中スクールバスの維持管理事業ですが、これは惣川寄宿舎に宿泊されてる方の運行費という説明と思うんですけど、寄宿舎に何人入られとるのか。そこら辺説明願ったらと思います。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 15 分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 16 分）

○宮中教育総務課長

兵頭委員の御質問にお答えをさせていただきます。現在、入寮しておる生徒でございますが 6 名となっております。

○兵頭委員

バス自体が傷んで、それでもう管理を全部事業者に委託という説明だったんですけど、その追加分の補正が 67 万 8000 円で、全体で金額は 1 億 3613 万 3000 円。これの 67 万 8000 円だけで、そ

の委託が全部賄えるということで解釈してよろしいんですか。

○宮中教育総務課長

今ほどの御質問にお答えをさせていただきます。

現在の車両につきましては、車両をこちらのほうで用意をして運行業務のみを委託をしております。今回は、委託事業者のほうで車両を用意していただくということで、現在は、車両管理の費用というのは委託費から除外して用意しております。ガソリン代であったりとか、修繕費そういったものの経費自体が、委託費とは別で用意しておりますけれども、今回その車両も御準備を頂けるといことでその分の委託費が増額となることから、今回増額補正をさせていただいたということでございます。

○宇都宮委員長

ほかに何か質疑はありませんか。

○森川委員

今の問題ですが、生徒が6人やったら、スクールバスは小さな車でいいんじゃないでしょうか。

○宮中教育総務課長

今ほどの森川委員の御質問お答えさせていただきます。

現在のスクールバスというのが14人乗りのものを御用意しておりましたが、今回事業者のほうに用意していただくのは、今後の生徒数の推移も見据えまして、10名の車両を用意していただくようにしておるところでございます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時19分）

【学校教育課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前10時21分）

次に、議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、学校教育課所管分についてを議題といたします。宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮学校教育課長

それでは、議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、学校教育課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の44ページをお開きください。

10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター運営費の修繕料544万7000円を計上するものです。

市内学校給食センターでは、安心安全な学校給食を提供すべく、厨房機器の点検等を定期的を実施しており、先般4月に実施しました厨房機器点検において、せいよ西学校給食センターで不具合が確認された厨房機器のうち、修繕が必要と判断したものについて予算計上するものです。

主な内容としましては、経年劣化による部品交換や動作不良への対応などになりますが、異物混入につながる恐れがあるものについても、修繕対象としており、電気式連続炊飯器ほか6点の厨房機器の修繕分を計上しております。また、厨房機器のほかには、炊飯室とコンテナプールをつなぐ自動ドアの修繕、受水槽への水の流入を調節する電磁弁の修繕についても計上しております。

これらの修繕は、安心安全な学校給食提供のため、また、来年度の給食センター統合時に厨房機器の不具合が発生することを防ぐために、修繕対応をするものです。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○宇都宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正

予算（第1号）」のうち、学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時25分）

【まなび推進課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前10時27分）

それでは次に、議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、まなび推進課所管分についてを議題といたします。

高木課長の説明を求めます。

○高木まなび推進課長

議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、まなび推進課所管分について御説明を申し上げます。

まず初めに歳入の部について御説明いたします。予算書は13ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金320万円の減額補正につきましては、地域学校協働活動推進事業の財源として予定をしておりました、地域ぐるみで育むえひめっ子未来創造事業費県補助金が減額されたことに伴うものでございます。不足する財源の一部につきましては、教育総務課が所管いたします、子ども教育振興基金を繰り入れて充当することといたします。

次に歳出の部について御説明をいたします。

予算書は41ページを御覧ください。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費50万円の減額補正につきましては、地域学校協働活動推進事業費のうち、地域学校協働活動推進員の活動経費を改めて精査をいたしまして、昨年度の実績も加味して、報償費を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

高木課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、まなび推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時29分）

【消防本部】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午前10時32分）

これより消防本部の審査を行います。

審査に先立ちまして、宇都宮消防長より挨拶をお願いいたします。

○宇都宮消防本部消防長

宇都宮消防本部消防長が挨拶を行う。

○宇都宮委員長

それでは、議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、消防総務課、防災課所管分についてを議題といたします。

山本課長の説明を求めます。

○山本消防総務課長

議案第51号「令和8年度西予市一般会計補正予算（第1号）」消防本部所管分について御説明させていただきます。

今回の補正は、駐車場使用料の歳入及び常備消防管理運営事業並びに消防活動業務事業の歳出について補正を行うものでございます。

それでは歳入の部から御説明いたします。

予算書11ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、2歳入、13款使用料及び手数料、1項使用料、8目消防使用料について、新たな財源確保の一つとして令和8年度より徴収することとなりました消防本部署及び野村支署並びに三瓶支署の駐車場代を計上するものでございます。

続きまして歳出の分について御説明いたします。

予算書38ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、補正前の額が7億6799万6000円で

あり、今回 255 万 5000 円を減額し、合計 7 億 6544 万 1000 円とするものでございます。補正額の財源内訳につきましては、特定財源として諸収入を 170 万円増額し、あわせて一般財源を 425 万 5000 円減額するものでございます。

次に、事業の概要について御説明いたします。

消防活動業務事業につきましては、災害対応用ドローンが訓練中の事故により全損したことから、ドローン動産総合保険金 170 万円を財源として、リペアサービスによる原状復旧を目的とした修繕料を計上するものでございます。

また、常備消防管理運営事業のうち、会計年度任用職員給与費につきましては、本年度より、消防総務課庶務係に配属された会計年度任用職員の給与を支給するため計上するものでございます。なお、当該職員の配属は予算編成後に決定したことから、今回の補正において対応するものでございます。職員給与費につきましては、本庁総務課の所管であるため、説明は省略させていただきます。

最後に、歳出補正に係る財源について御説明いたします。

予算書 14 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、9 節消防費雑入、ドローン動産総合保険金として 170 万円を増額補正し、充当するものでございます。

以上で、議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、消防本部所管分の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

山本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

今ほどのドローンの保険金ですが、このドローンの保険金の掛金はどれぐらい要るんですか。

○山本消防総務課長

ドローンの件に関しましては、防災課の植木課長のほうから説明いたします。

○植木防災課長

ただいまの保険金の掛金についての御質問ですが、年間で 12 万円程度、全国消防協会のドローン動産保険に加入しております。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

○兵頭委員

今ほどのドローンですが、今あるのが何台あるのか。野村とか三瓶にも、配分しとるのかその辺お答え願ったらと思います。

○植木防災課長

ただいまの質問ですけれども、消防本部で所有しているものは 1 台、消防本部署で使用しているものになります。

○兵頭委員

1 台あれば十分という考えもあろうかと思いますが、できたら野村三瓶にも配布というような計画はないわけですか。

○植木防災課長

現在のところでは計画しておりませんけれども、今回のような事故の場合に使用できないことも想定されます。今回の件では、林業課やその他の課とも、連絡を取り合いまして、非常時には使用できるというようなことを承諾頂いております。

○宇都宮委員長

ほかにございませんでしょうか。

○森川委員

ドローンですが、地震が起きた場合のこと考えると、三瓶と明浜に置いとくのが一番いいのじゃないかと思いますが。

○植木防災課長

ただいまの御質問ですけれども、言われるとおりに、三瓶、明浜でも必要な事案はございますが、現在主に使用しているものが、火災調査の後の上空からの撮影や捜索、行方不明の捜索が主なものです。そのほか訓練も実施しておりますが、必要な場合には現地に出向いて使用できますので、中央にある本部署に保管しておるところです。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号「令和 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、消防総務課防災課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 42 分）

【請願審査】

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 00 分）

これより、請願第 2 号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」を議題といたします。

請願の内容につきましてはタブレットに配信しておりますので、説明は省略いたします。

少し、お目通しの時間をつくりたいと思いますので、御確認をお願いします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 01 分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 03 分）

本請願の審査に当たっては、本請願の紹介議員がおられますので、紹介議員からの説明を許可いたします。

大森議員、お願いします。

○大森議員

今日はお時間をとっていただきまして、ありがとうございます。「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」について説明をさせていただきます。

今、世界では、ロシアはウクライナ及び欧米諸国に対して核による威嚇を繰り返しており、アメリカ、イスラエルがイランの核施設を攻撃するということが起こっております。

国連事務次長兼軍縮担当上級代表の中満泉さんは、核兵器の使用のリスクがかつてないほど高まっています。国連は、核兵器は核兵器保有国の国民を含めて、実は誰の安全も保障するものではないことを何度も申し上げております。核兵器が再び安全保障戦略の中心的要素として、核兵器保有国の中で位置づけられつつあることに憂慮しており、アクションが必要でですと言われております。

2024 年 10 月には、日本原水爆被害者団体協議会、そして被爆者の皆さんにノーベル平和賞が授与されました。授与にあたり、ノーベル委員会、被爆者として知られる広島・長崎の被爆者らの草の根の運動による核廃絶への努力、また、核兵器

を再び使用させないための証言活動の継続をたたえておられます。

核兵器使用の危機がこれまでになく高まってきている今日、日本は世界で唯一の戦争被爆国として、日本こそが核保有国と非保有国との橋渡しをしなければならない立場にあると考えます。核の傘論から今こそ脱却し、被爆国日本として、核兵器廃絶に向けて主体的に行動するときだと考えます。それが国際社会において名誉ある地位を占めることにもつながります。核兵器禁止条約は、核兵器の使用や実験はもとより、開発、製造、備蓄、移転や威嚇までも禁じています。

政府に核兵器禁止条約の参加署名批准を求める意見書決議を採択した自治体は、愛媛県内では、砥部町、愛南町、上島町、松山市、内子町、四国中央市が意見書を採択しています。

愛媛県原爆被害者の会から提出されております核兵器禁止条約の署名・批准をすること並びに核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバーとして参加することを請願事項とした核兵器禁止条約の署名批准を政府に求める請願に、西予市議会におきましても、ぜひとも賛同していただきますようお願いを申し上げます。

○宇都宮委員長

紹介者の説明は終わりました。

ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

○源委員

大森委員にお尋ねします。

この請願については、昨年、一昨年とほぼ同じ内容の請願を提出されてるんですけども、見たところ、内容がほぼ同じように思うんですが、何か変更された点というのはあるんでしょうか。

○大森議員

請願の内容、前年度の確認をしっかりと私もしておりません。今年度の請願についてしっかりと精査をし、説明をさせていただきました。

変わることに何か意味があるのでしょうか。変わってないから何か意味があるのでしょうか。

○源委員

というのが、要は昨年、一昨年、総務常任委員会において、また本会議においても、いずれも賛成少数で否決されておりますので、同じ内容であるなら、当委員会でも説明をいただきましたが、例えばほかの議員に対して、請願というのは非常

に重いものだと思っておりますので、例えばこの請願の紹介議員になられてから、ほかの議員に対して、この場以外で、例えばこの請願に賛成してほしいみたいなことっていうのはされましたか。

○大森議員

そこまでちょっと私まだ認識が至っておりませんでした。まつもと議員が配られておりましたので、本当にそうだと。そういうこともちゃんとやらなければいけないんだと認識をしたのが実情でございます。来年度からはしっかりさせていただきます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは説明ありがとうございました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 09 分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 10 分）

今ほど紹介議員のほうから説明ございましたが、請願について、何か御意見等ございませんでしょうか。

○源委員

皆さん、昨年、一昨年と、請願を審査しておりますので、内容について重複するかと思いますが改めて申し上げたいと思います。

我が国日本は核兵器を保有する中国、ロシア、北朝鮮といった国々に囲まれ、国境接しており、極めて安全保障環境が厳しい状況にあると考えます。核兵器禁止条約は核兵器の保有だけでなく、核抑止力に耐えることを全面的に禁止しています。そのため日本がこの条約を批准することは、日米同盟や現在の防衛政策の根幹を揺るがしかねないという懸念があると考えます。

また、核保有国が 1 カ国も参加しておらず、実効性の問題があります。日本政府は核兵器を実際に減らすためには、核保有国を巻き込むことが不可欠だとの立場です。アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国などの公的核保有国やインド、パキスタン、北朝鮮といった国々はこの条約に一切参加しておりません。保有国が参加しない条約に入っても、現実的に世界の核兵器を減らすことはできないというのは現実的な判断ではないでしょうか。日本政府は核保有国と非保有国の双方が

参加している既存の枠組みである核不拡散条約こそが最も現実的で効果的な枠組みであるとし、こちらを基本として、段階的な軍縮を進めるべきという立場をとっており、核保有国と非保有国の間の対立を埋める橋渡し役に徹するべきという政府の方針が認可なものであります。

以上の理由で、意見書案には賛同できず、本請願については不採択すべきと考えます。

○宇都宮委員長

ほかに何か御意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは、採決に移りたいと思います。

請願第 2 号「核兵器禁止条約の署名批准を政府に求める請願」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

請願第 2 号「核兵器禁止条約の署名批准を政府に求める請願」については、全会一致により不採択とすることに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 13 分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 13 分）

これより、請願第 3 号「日本政府に非核三原則の堅持を求める請願」を議題といたします。

請願の内容につきましては、タブレットに配信しておりますので説明は省略させていただきます。少し時間とりますのでお目通し頂けたらと思います。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 13 分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 15 分）

本請願の審査に当たっては、本請願の紹介議員がおられますので、紹介議員からの説明を許可いたします。

○大森議員

「日本政府に非核三原則の堅持を求める請願」について説明をさせていただきます。

高市早苗政権が国家安全保障戦略などを安保 3 文書の改定に向け、非核三原則の見直しを検討しようとしておられます。

非核三原則は、核兵器を持たず・作らず・持ち込ませずとした日本の国是です。1967 年に佐藤

岸首相が国会で表明し、その後、度重なる国会決議で、国是として確立されていると確認をされてきました。現行の国家安全保障戦略も、非核三原則を堅持するとの基本方針は今も変わらないとしています。変更を許せば、核廃絶を目指す国際的な取組に逆行し、唯一の戦争被爆国としての日本の立場は地に落ちるのではないのでしょうか。

もし持ち込ませずの見直しが行われることになれば、米軍の核兵器が日本に持ち込まれることによって、日本が核兵器の標的となる危険が現実のものとなりかねません。

昨年12月22日には、広島県議会で非核三原則の堅持を求める意見書が採択されました。愛媛県内では、西予市を含め20市町全てにおいて非核平和都市宣言がなされております。ぜひ西予市議会におきましても、国民平和行進四国コース愛媛県実行委員会から提出されております「日本政府に非核三原則の堅持を求める請願」に賛同していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○宇都宮委員長

紹介者の説明は終わりました。

質疑等ございませんでしょうか。

○源委員

大森議員にお尋ねします。

当請願趣旨の5行目以降に、高市首相は安保三文書の改定とあわせて、非核三原則を見直す考えを示したとあるんですけども、具体的にいつ示されたのか、御認識をお尋ねします。

○大森議員

核兵器を持ち込ませずのところを検討されているというように、現在認識をしております。

○源委員

というのが具体的に2025年末の臨時国会でありましたので、この際にそのような発言が見直す考え示されたのかということを知りたかったんで、その他について事実関係をどのように把握されてるのかお尋ねします。

○大森議員

持ち込ませずの検討をされているというふうに認識をしております。

○源委員

そこちょっと私気になりましたので実際どのような形で見直す考えがあったのかどうかという事実関係について、私の調べた結果について、ちょ

っと御報告というか、皆さん聞いていただきたいんですけど、恐らくこれは令和7年11月26日に行われた、また総理にとって就任後初となる国家基本政策委員会合同審査会における党首討論、この際、非核三原則について論戦が交わされておりまして、当時になります公明党の斉藤鉄夫代表との論戦などのことだと思われます。

斎藤代表は広島県選出の国会議員でしたし、広島・長崎の原爆の被爆地や被爆者の声を代弁する形で、高市総理に対して非核三原則を国是として堅持するよう次のように強く迫られております。

非核三原則は日本及び周辺国の平和と安定に極めて重要な役割を果たしてきた。総理はこれまでの持論をわきに置き、政府の方針として、今後も明確に堅持するのか。唯一の戦争被爆国として核廃絶に向けたリーダーシップを発揮するべきである。

この問いに対して、高市総理は国会議員時代の持論と内閣総理大臣としての立場を明確に区別する姿勢を見せつつ、政府の方針として堅持を次のように表明されております。日本は唯一の戦争被爆国であり、現段階において政府としては非核三原則を政策上の方針として堅持している。NPT体制のもと、これ以上の拡散を防ぐため、誠実な努力を続けなければならない。一方で、先ほど述べましたとおり、厳しい安全保障環境に触れ、防衛や抑止力の重要性についても言及されております。過去、国会議員時代に発言した守るべきは非核三原則か、国民の命かといった厳しい国家防衛のシミュレーションの必要性を念頭に置きつつも、総理大臣としては、現在の政府見解、非核三原則を堅持するということを尊重し、一方的な見直しなどは行っていないという旨を説明して、理解を求めたのが事実かなというふうに思います。

基本的に現在、安保三文書の改定において政府内で議論をされていることは承知しておりますが、先ほどの核兵器禁止条約と述べたとおりですね、ロシアがウクライナ侵攻してから4年たちましたが、非常に厳しくなっているのが事実でございます。その中でどのような形で、戦争しないために何をするのかというのは方法論の違いでございまして、誰も戦争なんて望んでないというのはもう至極共通の理解だと思っておりますので、その辺りについてはちょっと異論があるところかなというふうに思

います。1点ちょっと見直しをしたというふうに書かれておりましたので、その点については事実誤認があるのではないかと思います、ただいまの発言です。

○宇都宮委員長

ほかに何か質疑はございませんか。

○大森議員

私、見直しをしたという発言しましたでしょうか。

○源委員

発言ではなくて最初に提出された書面ですね、その5行目以降請願趣旨のところにはっきりと見直す考えを示したところであります。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

それでは質疑を終結といたします。

ほかに、源委員のほうは質疑と一緒に御意見を言っていたいたかなと思うんですが、ほかに何か御意見等ございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時23分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後1時24分）

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

○山本委員

高市総理の言葉のことが話題になっておりますけどもいろんな討論とか、国会の答弁とかそういうふうなたくさんの中で、日本国民を守るためには何ができるのか何をすればよいのか。戦争しないためには、日本として総理としてどうするかというふうな非核三原則を今日において堅持をしますという事は明言されているので、もうそれで、私はいいのではないかなというふうに思います。

○宇都宮委員長

ほかに何か御意見ございませんか。

○森川委員

ロシアにしても、ちょっと脅かすだけで実際には、原爆を使う気はないと思うんです。もし使ったというたら、地球上におれんぐらいになると思います。それだけ原爆の威力が強まっているので、実際としてはよう使わないと思います。

○宇都宮委員長

ほかに何か御意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

ないようですので、採決に移って構いませんでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮委員長

それでは請願第3号「日本政府に非核三原則の堅持を求める請願」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

それでは請願第3号「日本政府に非核三原則の堅持を求める請願」については、全会一致により、当委員会としては不採択とすることに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時26分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後1時30分）

これより、請願第4号「憲法第9条の理念と地方自治を守るための意見書提出に関する請願書」を議題といたします。

本日は請願者御本人にも出席頂いておりますので、内容について説明頂き、その後、委員の皆様から御意見を頂ければと思います。

まず、請願者の方から5分程度で説明頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○請願者

本日はお時間頂きましてありがとうございます。請願趣旨について私からお伝えさせていただきます。

私たちは戦争に向かう国の動きを不安に思っている一市民です。戦争に加担したくない。平和に暮らしたいという気持ちを市議会として受け止め、平和主義と一緒に目指して行ってほしいと強く思います。武器を売り戦争で儲ける国に暮らすのは嫌です。それに黙ったままにいる町に暮らすのも嫌です。私たちの何気ないささやかな暮らしが、誰かの暮らしや命までも脅かし、成り立っているなんて耐えられないという悲痛な思いで今回の請願を提出しました。

私たちが許せないと憤り、立ち上がった4月の武器輸出5類型撤廃から今日までに国家情報局を新設する法案が成立しました。国旗損壊罪、スパイ防止法などの議案の調整にも入ったとの報道が

なされ、今朝、国民投票法の改正案が衆院憲法審査会で、可決されました。次々と歯止めなく戦争準備が進んでいくことに不安を感じています。今回請願を出すに当たって感じたことが大きく2つあります。

1つ目は、現政権がいささか性急に憲法を変えようとしているのに、市民に情報としてあまり伝わっていないということです。身の回りの知人、友人に憲法が変わろうとしていることを共有してみましたが、詳しいことは分からない、知らないという答えがほとんどでした。これは、現憲法のよしあしがどうであれ、この国の憲法を変えるという最重要事項が市民の理解が追いつかないままに、そして、議論、十分な議論の機会もないままに進んでしまっているということのあらわれではないかと危機感を覚えました。

2つ目は、地方自治という仕組み、議会という民主主義の存在の心強さです。私たちは世界での惨状を目の当たりにし、世界情勢に目を向けると同時に、私たち自身の在り方や暮らす町の在り方にも目を向けるようになりました。そして、おのずと市政や市議会の動きにもより注視するようになりました。議案や議決を調べ、ほかの自治体と比べ、声を上げている人や議会のリアクションを見て、どんな価値観が尊重される町であるのかを感じ取っています。

私たちには、請願書を提出できるという権利があり、1人の声でも拾って議論してもらえると。地方からでも、私たちの声が届くかもしれないという仕組みに心強さを感じました。それが緊急事態条項で、地方の自治権が実質的に奪われてしまったり、国家情報会議によって市民の個人的な情報を簡単に吸い取られてしまったりする不安があるような状況では、安心安全な暮らしなど成り立つことはないと感じました。生き方を主体的に決めていくのが事実であり、地方政治であるならば、はっきり自分の町は自分たちでつくろうと、皆さんと一緒に声を上げたいのです。そして、地方からでも1人でも安心して声を上げられると思う町と一緒につくっていきたいと考えています。全国各地で、わたしの町から戦争放棄というムーブメントに連帯した市民とそれにこたえるそれぞれの自治体の反応が、これから明らかになるのも心待ちにしています。

最後に、今回議会の傍聴にも初めて参加し、議員という職業は市民の小さな声に耳を傾け、知らない分野であれば勉強し、議会という場で発言し、市政を動かす大変なものであると感じました。私たちがふだん政治について話にくさを感じるように、市民の思いと期待を背負った議員さんならなお一層、一筋縄ではいかない大きな葛藤を抱えていることと思います。ですが、非核平和都市宣言を行っている自治体として、西予市議会が全体的、主体的に平和を目指す努力をすることと、それを地域内外に示すことは、住民の誇りとなります。また、不安を感じている市民一人ひとりを励ますことや、私たち自身が改めて平和を求める励みにも必ずなります。市民が心身と世界中の安全まで包括的に考えることができる、誇り高い議会であるように、世界の希望となりうる選択をどうかよろしくお願いします。

以上、請願趣旨の説明を終わります。ありがとうございました。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時36分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時36分)

説明者席から御退席頂ければと思います。

ありがとうございます。

それではこれより審査に入ります。

御意見等何かございませんでしょうか。

○兵頭委員

先ほどの請願が掲げる平和の重要性や憲法の理念については十分理解できます。また共感するものでもあります。

しかしながら、憲法第9条に基づく平和主義の堅持や武器輸出の制限緩和、憲法改正、発議に向けた緊急事態条項の議論など、緊迫化する日本周辺の環境変化に応じた安全保障政策の柔軟な見直しは、国会において国民の代表により、慎重かつ多角的に議論が重ねられています。日本政府は、現行憲法の範囲内で、我が国の平和と安全を維持するための現実的な防衛政策を進めており、現時点で、地方議会から国に対して、懸念や注文を付すような意見書を提出する必要性はまだ乏しいと考えます。今、国際情勢が緊迫化する中における安全保障や防衛力の在り方、また緊急事態条項を含む憲法議論については、国民、市民の間でも多

種多様な意見が存在し、いまだに合意形成には至っていません。

このような状況下において、特定の思想や一方向の呼びかけに基づく請願を採択し、市民の総意であるかのような形で意見書を提出することは、住民の多様な意見を代表する地方議会として、慎重であるべきであり、時期早尚であると言わざるを得ません。請願の根底にある平和を求めるという趣旨そのものは十分に共有し、尊重するものです。しかしながら、具体的な要望内容や手法については、地方議会の果たすべき役割や国における安全保障上の現実的な議論を鑑みると、全てそのまま受け入れることは困難であると考えます。よって、本請願は不採択とするべきだと考えます。

○宇都宮委員長

ほかに何か御意見等ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮委員長

では採決に移って構いませんか。

それでは請願第4号「憲法第9条の理念と地方自治を守るための意見書提出に関する請願書」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宇都宮委員長

それでは請願第4号「憲法第9条の理念と地方自治を守るための意見書提出に関する請願書」について、全会一致により当委員会としては不採択とすることに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時41分）

○宇都宮委員長

再開を告げる。（再開 午後1時41分）

それでは以上で総務常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後1時41分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

宇都宮 久見子